



青森県内での就職活動に おける交通費を助成する 制度もあります! (最大22,000円)



東京圏から青森への移住・就業で、 最大100万円を支給します!

◆2人以上の世帯の場合の移住 100万円を支給

◆単身での移住

60万円を支給













移住支援金支給までの主な流れ



対象求人へ 応募

移住 就業 ※移住・就業の 3か月後 1年以内

移住先の 市町村へ 申請

市町村から 移住支援金を 支給

:青森県公式マッチングサイト「あおもりジョブ」

お問合せ先

青森県 商工労働部 労政・能力開発課 (青森県青森市長島1丁目1-1)

TEL: 017-734-9398 E-mail: roseinoryoku@pref.aomori.lg.jp

制度の詳細は 県ホームページへ



マッチングサイトはこちらから!



1. 支給金額

世帯での移住:100万円 単身での移住:60万円

※18歳未満の子どもがいる世帯は、子ども一人あたりにつき最大30万円を加算(一部の市町村に移住した場合を除く)。

2. 支給対象者の共通要件((1)及び(2)を満たしていること)

(2)移住先

・申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

・申請後5年以上継続して青森県内に居住する意思があること。

3. 支給対象者のその他の要件(上記2を満たし、かつ、次の(1)~(5)のいずれかに該当すること)

(1)対象求人に就業した方	マッチングサイト「あおもりジョブ」に移住支援金の対象として掲載されている 求人に応募し、新規で採用された方。
(2)専門人材に該当する方	プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した方。
(3)テレワーカー	所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、移住先を生活の本拠として、移住元での業務をテレワークで行う方。
(4)関係人口に該当する方	青森県内の市町村や地域の人々と関わりを有する方のうち、市町村が本事業 における関係人口と認める方。
(5)起業した方	起業支援金の交付決定を受けた方。

※(2)~(4)の方は市町村によって基準となる転入日が異なります。 また、本事業の対象者としていない市町村もありますので、移住先の市町村担当課へ確認をお願いします。

就業条件(上記3(1)及び(2)の方が対象)

- ・勤務地が青森県内であること。
- ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- •移住支援金申請日から5年以上継続して勤務する意思があること。

対象求人(上記3(1)の方のみ)

- マッチングサイト掲載求人のうち、対象マークがあるものが対象。
 - ※三親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人は対象外です。

4 申請方法

申請書、就業証明書及び本人確認書類に加え、支給対象者の要件を満たすことを証明する書類を移住先の市町村に提出してください。

申請書等の様式及び必要書類については、移住先の各市町村担当課へお問合せください。各市町村担当課の連絡先は、県ホームページに掲載しています。

県ホームページ: https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/job/ijyuusiennkinn.html

